

短期入所 サービス内容及び重要事項説明書

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 光和苑
所在地	福岡県京都郡苅田町大字稲光1225番地
電話番号	0930-23-5885
代表者名	理事長 高村 巨人
設立年月日	平成10年1月30日

2. ご利用施設

施設の種類	指定障害者支援施設（生活介護・施設入所支援）
施設の目的 及び運営の方針	自立した社会生活が営めるように、愛情をもって支援し、地域社会とのふれあいで理解と協力を得ながら能力の向上に努め、より豊かな人生が営めるよう支援する。
施設の名称	指定障害者支援施設 苅田学園
施設の所在地	福岡県京都郡苅田町大字稲光1248番地の1
電話番号	0930-23-8346
施設長（管理者）	有吉 剛史
開設年月日	平成10年11月1日
定員	130名（入所50名）

3. 居室等の概要

（1）居室の概要

居室設備の種類	室 数	備 考
2人部屋	27室	冷暖房完備 ロッカー
短期入所	2室	冷暖房完備 ロッカー（2人部屋）

(2) 居室以外の概要

施設設備の種類	室数	備考
訓練・作業室	3室	冷暖房 テレビ他
食堂	1室	冷暖房 テレビ、自動販売機他
浴室	2室	
相談室	1室	冷暖房
洗面所・トイレ	8カ所	
医務室	1室	冷暖房他
娯楽室	1室	冷暖房
多目的ホール他	2室	冷暖房

4. 職員の配置状況

職種	員数
1. 施設長(管理者)	1名
2. サービス管理責任者	2名以上
3. 医師(毎月1回)	1名
4. 看護職員	1名以上
5. 生活支援員	20名以上(常勤換算)
6. 栄養士	1名以上

主な職種の勤務体制

	日中(8:30~17:00)	夜間(17:00~翌8:30)
1. 生活支援員	20名以上(常勤換算)	2名(遅出早出を除く)
2. 看護職員	1名以上	
3. 栄養士	1名以上	

主な資格

介護福祉士 幼稚園教諭2種免許 保育士 看護師 栄養士 ホームヘルパー他

5. 施設サービスの概要

(1) 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給又は市町村日中一時支援事業の対象となるサービスの概要

排泄

- ・利用者の状況に応じて適切な排泄支援を行うとともに、排泄の自立に向けた適切な支援を行います。

入浴（宿泊時のみ）

- ・必要に応じて入浴を行い入浴の自立に向けた支援を行います。ただし、利用者の心身の状況により入浴することが困難な場合、又は季節や気候により、シャワー浴や清拭となる場合があります。

着脱衣

- ・生活のリズムを整え、毎日の着替えを行います。

整容

- ・個性に配慮し、適切な整容が行われるよう支援します。（歯磨き・身だしなみチェック等）

余暇レクレーション活動

- ・将来、地域において潤いのある質の高い生活を送ることができるための支援を行います。

日中活動の支援

- ・自立の支援と生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて支援します。
- ・利用者が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、自己管理、自己表現等、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援します。

健康管理

- ・常時、看護職員により、疾病予防、健康管理に努めます。
- ・緊急時必要により主治医あるいは協力医療機関に責任を持って引き継ぎます。
- ・処方された薬は、利用者の状況により看護職員が服薬管理します。

<当施設の嘱託医師>

氏 名 池田 良一
診療科 外科 内科 消化器科

相談及び支援

- ・利用者及びその家族からいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な支援を行うように努めます。

<相談窓口>

木村遼 石田由佳

- (2) 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給又は市町村日中一時支援事業の対象とならないサービスの概要

食事の提供

- ・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。

<食事時間>

朝食	7:15～ 8:00	300円
昼食	11:25～12:30	550円
夕食	17:25～18:30	520円
おやつ	14:30 60円	19:45 60円

光熱水費

- ・宿泊時 330円
- 特別なサービス提供とこれに伴う費用 実費
- ・当事業所では、必要な教養娯楽を整えるとともに、日常生活を活発化するための年間イベント行事、レクリエーション企画、外出等適宜行います。
- その他日常生活上必要となる諸経費 実費

6. 利用料

- (1) 介護給付費等の対象となるサービス

- ・障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付等が支給されます。事業者が障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等を代理受領する場合には、利用者は、利用者本人及び扶養義務者の負担能力に応じて市町村が定めた額を事業者にお支払いいただきます。（日中一時支援事業についても市町村で定められた額）

- (2) 介護給付費等の対象とならないサービス

- ・障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付又は日中一時支援事業の対象とならないサービスの提供をご希望される場合には所定の料金をお支払いいただきます。なお、上記の所定料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合には、料金を変更することがあります。

- (3) サービス利用を取り消し（キャンセル）した場合について

- ・利用者がサービスを取り消し（キャンセル）する場合は、利用日の3日前に当事業所にお申し出下さい。
- ・なお、サービス利用日の3日前に申し出のない場合、キャンセル料をいただきます。
食事キャンセル料（食費の原材料費相当額）日中一時 1日あたり 200円
短期入所 1日あたり 600円

(利用料の支払い方法)

- ・前記(1)(2)の料金・費用は、短期入所、日中一時支援終了後にご請求しますので、速やかにお支払いください。（利用料金は、利用日数に基づいて計算した額とします。）

7. 苦情申立先 (当施設における苦情の受付)

- ・苦情受付窓口担当者 木村遼 石田由佳
- ・受付時間 8:30～17:00 迄(土日曜・祭日・年末年始を除く)
玄関に苦情受付書、苦情受け付け書投函箱を設置しています。

(その他の苦情受付機関)

- ・福岡県市町村福祉課 ・福岡県社会福祉協議会
- ・第三者評価の実施 有 ・ **無**

8. 協力医療機関

医療機関名称	小波瀬病院
所在地	福岡県京都郡苅田町新津1598番地
電話番号	0930-24-5211
診療科	総合病院

9. 非常災害対策 (非常時の対応・防災訓練)

- ・別途定める「消防計画書」にのっとり夜間及び昼間を想定した避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。

(消防計画等)

- ・防火責任者 木村遼 別紙添付

10. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用

- ・施設内の居室や備品、器具は本来の用途に従ってご利用ください。これに反したご利用者により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。

喫 煙

- ・喫煙は決められた場所をお願いします。喫煙コーナー以外は全館禁煙です。

貴重品の管理

- ・貴重品につきましては、利用者の責任において管理していただきます。

身元引受人

- ・利用者に対し身元引受人を求めることがあります。ただし、身元引受人をたてることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

緊急時の対応

- ・突発的な病状の急変や心身の状態が変化した場合は、ご家族、身元引受人等に連絡し、医療機関での診察を依頼する場合があります。

利用料の支払い等

- ・利用料の支払いが3ヶ月以上遅延し、再三の勧告にもかかわらず支払いがない場合 契約解除になる場合があります。

私は、本書面に基づいて「苅田学園」の職員（ ）から
上記サービス内容及び重要事項の説明を受け確認しました。

令和 年 月 日

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

身元引受人又は代理人（本人とともに契約を確認した親族）又は利用者の成年後見人等

住 所 _____

氏 名 _____ 印（続柄 ）

令和 年 月 日

当事業所は、 様に対する施設サービス提供にあたり、
上記のとおりサービス内容及び重要事項について説明いたしました。

説明者 _____ 印

事業所

福岡県京都郡苅田町大字稲光1248-1

社会福祉法人 光和苑

障害者支援施設 苅田学園

施設長 有吉剛史 印